

【事案Ⅲ - 8】自然災害共済金請求

・2026年3月10日 和解解決

<事案の概要>

2025年3月に発生した強風被害による屋根等の損害査定を被申立人に依頼したところ、当該損害は強風によるものでなく2022年の地震によるものであったとして、2022年当時に支払われた地震被害の追加分として自然災害共済金を支払う旨の提示がなされたものの、これらは全く別の自然損害であるとして共済金の支払いを求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

2025年3月の強風による被害について、被申立人は自然災害共済金として、修理見積書記載の403万円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は2025年4月に雨漏り被害を確認したことから同年3月に発生した強風が原因であると考え、業者に点検を依頼して修理見積書を取得し、被申立人に提出した。
- (2) 同年5月に被申立人による被害調査が行われた結果、提示された共済金額は修理見積書より大幅に低く、調査結果に関する十分かつ適切な説明や対応がなされなかった。また、被申立人の担当者間や関係業者間での情報共有も不十分であった。
- (3) 申立人はこれを不服として被申立人に対し再調査を依頼し、同年7月、管理者立ち合いのもと再調査を実施した結果、屋根および天井裏に深刻な損傷が確認された。しかしながら、被申立人は、当該損害は今回の強風でなく2022年の地震が原因であるとして、その追加分として共済金90万円を提示したが、当初支払われた120万円の自然災害共済金とあわせても修理見積書とはかけ離れた金額であった。
- (4) 申立人は、2022年当時から瓦屋根等の被害について正確に申告しており、本来であれば当時、適正な共済金が支払われるべきであった。
- (5) 被申立人側の調査・評価が不十分であったため適切な修復ができず、結果として被害が拡大した責任は被申立人側にある。現在は資材価格の高騰により修繕費が増大していることから、少なくとも当初提出した修理見積額全額を共済金として支払うべきである。

<被申立人の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 申立人から2025年4月に、強風による瓦のずれと雨漏りを理由とする共済金請求があったため、被申立人は外部鑑定会社に調査を依頼した。その結果、同年5月の調査では、風害として認定される範囲は限定的であり、共済事故に該当しない損傷が混在していると

判断された。この結果に基づき、風害による損害額を78万円と認定し、自然災害共済金としての合計100万円を提示・説明した。

- (2) しかしながら、申立人は鑑定結果に納得せず、別の鑑定会社による再調査を求めたため、申立人の意向を尊重し、別の鑑定会社に再調査を依頼した。その結果、本件屋根損傷の原因は申立人主張の風害ではなく、2022年発生地震によるものであるとし損害額は329万円と評価した。
- (3) もっとも、申立人提出の修理見積書には、約款・事業規約上認められる「現状復旧」の範囲を超える工事内容や仕様変更が含まれており全額を採用することはできない。地震共済金は、約款・事業規約に基づき、損害額に所定の割合と50%を乗じて算定されるため、適正な支払額は94万円である。被申立人は、過去支払分との整合性を踏まえつつ、法令や約款・事業規約および客観的鑑定結果に基づき、提示した金額の支払が相当であると主張するものである。

<審議会の判断>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。